

大和市監査委員告示第4号

令和3年1月29日付け大和市監査委員告示第2号をもって公表した市民経済部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年3月19日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 鳥淵 優

監査の結果	措置の内容
<p>(市民課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p> <p>(生活あんしん課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(市民課) 他課の事業による補助分を含め、一括して交付決定を受けた場合、取りまとめ担当課で速やかに調定処理を行うことを、課内で再度確認し、誤りのないよう事務処理を行います。 また、今後は決定通知の合議を行う際には、決裁済の調定書を添付することとしました。</p> <p>(生活あんしん課) 収入調定に関する事務処理について課内で周知徹底を図り、調定処理について、担当者及び係長・副担当職員等複数の職員で確認を行うことで誤りのないよう事務処理を行います。 また、今後は決定通知の合議を行う際には、決裁済の調定書を添付することとしました。</p>